

福井市ごみ集積所の設置等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ集積所（以下「ステーション」という。）の設置、維持管理にあたって、行政が適切な指導を行うことによって、ごみ収集作業の安全と効率化の向上を確保し、市民の良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

(一般ごみ、資源物ステーションの設置)

第2条 燃やせるごみ、燃やせないごみ及びプラスチック製容器包装（以下「一般ごみ」という。）のステーションは20世帯以上に1か所、資源物ステーションは50世帯以上に1か所設置する事ができる。

2 マンション、アパート（以下「共同住宅」という。）に前項のステーションを設置する場合は、前項の規定にかかわらず、一般ごみのステーションは10世帯以上に1か所、資源物ステーションは30世帯以上に1か所設置する事ができる。ただし、自治会長から当該自治会の管理するステーションを併用することに同意を得た場合はこの限りではない。

3 ステーションの設置場所は、次の各号のいずれにも該当し、収集作業が安全かつ効率的に行うことができる場所とする。

(1) 幅が6m以上の道路に面した場所であること

(2) 消火栓、貯水槽及び交差点から概ね7m以上離れている場所であること

(3) 行き止まりの道路でないこと

(4) 設置場所が、所有者及び管理者などの関係者と事前に協議し了解を得ている場所であること

と

4 前3項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(新設、変更又は廃止の申請)

第3条 ステーションの新設、変更及び廃止を行いたい自治会長（共同住宅においては管理者）は、申請書（様式1）を市長に提出するものとする。この場合において、新設を行いたい自治会長（共同住宅においては管理者）は、近隣ステーションとの併用を検討するものとする。

2 前項の申請書は、新設、変更及び廃止を希望する日の15日前までに市長に提出しなければならない。この場合において、共同住宅のステーションについては、建築確認の申請を行う時点又は設置を検討する時点で事前に市長と協議しなければならない。

3 宅地分譲等を目的とした開発行為等により、ステーションの用に供する目的で確保され、市に帰属された土地に、ステーションを新設しようとする者は申請書（様式1）を市長に提出するほか、当該ステーションを設置している期間にあっては、次に掲げる事項について、市長と覚書を取り交わすこととする。

(1) ごみ集積所の使用に関する事項

(2) ごみ集積所の管理に関する事項

(3) ごみ集積所の廃止に関する事項

(承認及び通知)

第4条 市長は第3条第2項の申請があった場合は、現地を確認し、第2条各項の規定に適合するか否かを判断し、その結果を速やかに申請者に通知し、又は連絡するものとする。

(維持管理)

第5条 ステーションは、住民自治の観点から設置するものであり、住民相互の協力により自治会又は管理者が責任を持って適切な管理を行い、環境美化に努めなければならない。

(電磁的記録等)

第6条 この要綱の規定において書面(書面、書類、その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、設置等について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年8月1日から施行する。

// 平成15年5月1日から施行する。

// 平成22年4月1日から施行する。

// 平成27年1月1日から施行する。

// 令和 8年4月1日から施行する。